

記載内容に関する確認書
申請等に関する同意書
(育児休業給付用・女性版)記入日を入力
してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

私は、下記の事業主が行う

2箇所とも☑を
入れてください

記

- ☒ 育児休業給付の受給資格の確認の申請について同意します。
↑出勤の状況など受給資格確認に関する必要事項を提出することに対する同意になります。
- ☒ 雇用保険法施行規則第 101 条の 30・第 101 条の 33 の規定による育児休業給付の支給申請について同意します（今回の申請に続く今後行う支給申請を含む。）。
↑本確認・同意書は、（出生時）育児休業給付の期間終了まで、出生後休業支援給付金や給付要件に該当する 2 回目の育児休業を取得する場合にも有効となります。

事業所名称 国立大学法人 大分大学

事業主氏名 学長 北野 正剛

被保険者番号 空欄のまま（当課で記入）

氏名・住所・電話番号を
記入してください

被保険者氏名 申請者名

被保険者住所（〒 ） 給付金の申請書類に明記する住所

被保険者連絡先電話番号 休業中に連絡可能な番号

希望する場合は☑を
入れてください

- ☒ 給付金振込口座は本学の給与振込口座と同じ口座を希望します。
↑異なる口座を希望する場合は、振り込みを希望する口座の通帳等の写しを提出してください。

※本同意書の保存期限は、雇用保険法施行規則第 143 条の規定により本継続給付に係る完結の日から 4 年間とします。

以上

休業期間が14日に満たない場合はこの面は記入不要です。

出生後休業支援給付金に係る確認事項
(申請者が女性の場合)

どちらかに☑を入れてください

①申請者の「一定の期間」の確認について

↑対象期間内であれば休業が2回に分かれていても通算できますが、期間中に就労した日については除外されます。

☐ 産後休暇終了翌日から14日以上育児休業を取得している

☐ 子が養子であり、下記の期間中に14日以上育児休業を取得している

子の出生日または予定日のどちらか早い日 < _____ > から

子の出生日または予定日のどちらか遅い日の8週間を経過する日の翌日 < _____ > まで

(例) 遅い日が4月1日の場合、「8週間を経過する日の翌日」は5月27日になります(56日後)

↑子が養子である場合、女性でも出生時育児休業給付金の申請ができるため、出生後休業支援給付金の申請を出生時育児休業給付金と同時に行います。

②配偶者の育児休業状況について

どちらかに☑を入れてください

☐ 配偶者が一定の期間中に通算14日以上育児休業を取得している

子の出生日または予定日のどちらか早い日 < _____ > から

子の出生日または予定日のどちらか遅い日の8週間を経過する日の翌日 < _____ > まで

(例) 遅い日が4月1日の場合、「8週間を経過する日の翌日」は5月27日になります(56日後)

☐ 配偶者の育児休業を要件としない場合に該当している

配偶者がいない、配偶者が個人事業主であるなど様々なケースがあるので、詳細や必要書類については、以下の資料をご確認ください。

支給要件フローチャート：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001461102.pdf#page=17>

必要書類：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001461102.pdf#page=22>

③配偶者の雇用保険の加入状況について

②で「配偶者が一定の期間中に通算14日以上育児休業を取得している」に☑を入れた方のみ、どちらかに☑を入れてください

☐ 配偶者は雇用保険の被保険者である

雇用保険被保険者番号(4桁-6桁-1桁)

(必要書類)・世帯全員の住民票(続柄あり)の写し(マイナンバーの記載がないもの)

↑公共職業安定所から交付されている番号が必要です。健康保険証の番号ではありません。

☐ 配偶者は公務員等で雇用保険の被保険者ではない

(必要書類)・配偶者の育児休業期間がわかる任命権者からの通知書の写し

または、共済組合からの手当金等の支給決定通知書の写しなど

・世帯全員の住民票(続柄あり)の写し(マイナンバーの記載がないもの)

出生後休業支援給付金は育児休業給付金と同時申請します。要件を満たすかどうかは、ハローワークにて審査されます。結果については、申請後にお送りします「支給決定通知書」にてご確認ください。

※配偶者が雇用保険被保険者である場合、(出生時)育児休業給付金等の申請履歴で要件の確認がされます。

もし配偶者が勤務先で給付金未申請の場合、確認に時間がかかり、給付が遅れる場合があります。